

渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、企業等が取り組む多様な働き方の促進及び地域経済の活性化を図るため、市内に新たなサテライトオフィスを整備する企業等へ当該サテライトオフィスの整備に要した経費に対し、サテライトオフィス誘致促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 企業等 法人及び個人事業主をいう。
- (2) サテライトオフィス 企業等が拠点事務所の所在地から離れた別の場所に開設する事務所のことをいう。ただし、遠隔勤務ができるよう通信機能等を備える事務所に限る。
- (3) 空き物件 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に基づく建築物で建築基準法の規定に違反がなく、現に居住又は使用されていないもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら市内の空き物件を整備して新たにサテライトオフィスを開設する企業等であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の空き物件を賃借し、使用貸借し、又は取得すること。
- (2) サテライトオフィスとして3年以上運用することを誓約すること。
- (3) サテライトオフィスを設置するに当たり、建築基準法の規定及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に掲げる建築基準関係規定に違反しないこと。

2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその構成員が渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員等
- (2) サテライトオフィスを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に利用しようとする者
- (3) サテライトオフィスを特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為に利用しようとする者
- (4) サテライトオフィスを貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に利用しようとする者
- (5) 法令及び公序良俗に反している者
- (6) サテライトオフィスを政治活動又は宗教活動に利用しようとする者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き物件を活用してサテライトオフィスの設置に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、市が実施する他の補助金の補助対象経費としている経費は除くこととする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、申請者につき100万円を限度とする。

2 この補助金の事業全体の補助限度額は、200万円とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、サテライトオフィスの整備に係る行為に着手しようとする日の21日前までに、市長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書（様式第2号）

（改修工事に対する空き物件所有者の同意があるもの）

（2） 整備に要する経費の見積書及び明細書の写し

（3） 当該空き物件の賃貸借契約書、使用貸借契約書又は売買契約書の写し

（4） 誓約書（様式第3号）

（5） 登記事項証明書、開業等の届出書又は身分を証明する書類の写し

（6） 建築確認申請書の写し、配置図、平面図、立面図、現況写真、設置計画図面など必要に応じた図面

（7） その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、建築基準法第12条第5項に規定する建築物に関する調査について所管行政庁から報告を求められた場合は、当該報告に関する書類の写しを市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、その結果を補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書（様式第5号）に変更する内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を補助金変更承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者及び交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付申請取下げ届（様式第7号）により申請の取下げをすることができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は無効とする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、サテライトオフィスの整備が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 整備に係る領収書の写し
- (2) 整備前後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の補助金実績報告書の提出を受けたときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を交付決定額の範囲内で確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	経費の種類
整備等経費（ パソコン等の 備品設置費を 除く。）	(1) インターネット環境整備費 (2) 電気・電話配線整備費 (3) 照明、空調、セキュリティ関連機器等整備費 (4) 固定式間仕切り、衝立等設置費
その他の経費	市長が特に必要と認めた経費

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者 (役職・氏名)

印

電話番号

補助金交付申請書

渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。

記

整備を行う空き物件の所在地	
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円 (1,000 円未満切捨て)
賃貸借契約日又は売買契約日	年 月 日
担当者連絡先	担当者名 : 連絡先 :
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・事業計画書(様式第 2 号) (改修工事に対する空き物件所有者の同意があるもの)・整備に要する経費の見積書及び明細書の写し・当該空き物件の賃貸借契約書、使用貸借契約書又は売買契約書の写し・誓約書(様式第 3 号)・登記事項証明書、開業等の届出書又は身分を証明する書類の写し・建築確認申請書の写し、配置図、平面図、立面図、現況写真、設置計画図面など必要に応じた図面・その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1. 空き物件の整備を実施する者について

住所又は所在地	
氏名又は名称	
代表者（役職・氏名）	

2. 整備対象物件

空き物件所在地	
---------	--

3. サテライトオフィス整備内容について

整備に要する経費		円
賃借料 ※敷金礼金別	月額	円
取得費（物件を購入した額）		円
整備期間（スケジュール）	年 月 日から	年 月 日まで
改修事業者及び担当者名 連絡先	電話	— —

4. 整備に要する経費の内訳 別紙

5. サテライトオフィス運用について

業種	
従業員数	正規従業員 人 パート・アルバイト 人
事業内容（具体的に）	
賃貸借（使用貸借）契約日又は 売買契約日	年 月 日
運用開始日	年 月 日
運用期間	年 月 日から 年 月 日まで

【物件所有者】

本計画に係る空き物件の改修工事について同意します。

年 月 日

物件所有者氏名

印

様式第3号(第6条関係)

誓約書

渋川市長 様

私は、渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金の交付申請に当たり、下記のことを誓約します。

必要な場合には、渋川警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次の全ての事項に該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動について実質的に関与を受けている者
 - (4) 自己又は自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している又は暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金を使って整備するサテライトオフィス（以下、「サテライトオフィス」という。）を以下の目的で使用しません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
 - (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売その他これらに類する業
 - (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - (4) 政治活動又は宗教活動
- 3 サテライトオフィスを3年以上運用します。
- 4 整備終了後、取組み内容等の公表に同意します。
- 5 渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）第13条の規定による交付の取消しを受けたときは、同規則第14条に規定する補助金等の返還について、期限を厳守し履行します。

年 月 日

住 所
名 称
代表者役職・氏名

印

様

渋川市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付申請について、下記のとおり決定したので通知する。

記

整備を行う空き物件の所在地	渋川市
サテライトオフィス整備費	円
交付決定額	円
条 件 (1) 渋川市補助金等交付規則(平成18年渋川市規則第45号。以下「規則」という。)及び渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱を遵守すること。 (2) 規則第13条に規定する「交付金の交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。 (3) 規則第14条に規定する「補助金の返還」の要件に該当した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その全部又は一部の返還を命ずることがある。	

様式第 5 号 (第 8 条関係)

年 月 日

渋川市長

様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

㊦

(電話

)

補助金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金について、渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更交付申請をします。

記

整備を行う空き物件の所在地	渋川市
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前 交 付 決 定 額	円
変 更 後 補 助 対 象 経 費	円
変 更 後 補 助 金 交 付 申 請 額	円 (1,000 円未満切捨て)
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更する整備に関する経費見積書及び明細書の写し ・ その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

渋川市長

補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金変更交付申請について、渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

整備を行う空き物件の所在地	渋川市
変更年月日	年 月 日
変更の理由	
変更後の内容	
変更前補助対象経費	円
変更前交付決定額	円
変更後補助対象経費	円
変更後交付決定額	円

様式第 7 号(第 9 条関係)

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者 (役職・氏名)

印

電話番号

補助金交付申請取下げ届

渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金について、渋川市サテライト
オフィス誘致促進補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり交
付申請を取り下げます。

記

整備を行う空き物件 の所在地	渋川市
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円 (1,000 円未満切捨て)
担当者連絡先	担当者名 : 連絡先 :
添付書類	市長が必要と認める書類

様式第 8 号(第 1 0 条関係)

年 月 日

渋川市長

様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

㊟

(電話

)

補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた補助金について、渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり実績報告します。

記

整備を行う空き物件の所在地	渋川市
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 決 定 額	円
整 備 内 容	
整 備 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
建築基準法及び建築基準関係規定への適合	<input type="checkbox"/> 適合、確認しました。 <input type="checkbox"/> 未確認ですが、不適合が判明した場合は、速やかに対処します。
添 付 書 類	・ 整備に係る領収書の写し ・ 整備前後の写真 ・ その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

様

渋川市長

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき、通知します。

記

整備を行う空き物件の所在地	渋川市
補助金確定額	円

様式第10号(第12条関係)

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

㊦

(連絡先

)

補助金交付請求書

年 月 日付けで補助金の確定を受けた渋川市サテライトオフィス整備費補助金について、渋川市サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円
---------	---

振込先口座情報

金融機関名		支 店 名	
区 分	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
口座名義人 (フリガナ)			